



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 条例

- *59 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)
- *60 和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (県民生活課)
- *61 和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課)
- *62 和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例 (福祉保健総務課)
- *63 和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例 (長寿社会課)
- *64 和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例 (")
- *65 和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例 (")
- *66 和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例 (障害福祉課)
- *67 和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例 (林業振興課)
- *68 和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)
- *69 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例 (")
- *70 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)

公布された条例のあらまし

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正に伴い、個人県民税について次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

- (1) 住宅借入金等特別税額控除を創設しました。(附則第6項の6～附則第6項の8関係)
- (2) 長期譲渡所得に係る税率の特例の適用期限を平成26年度まで延長しました。(附則第13項の2～附則第13項の4関係)
- (3) 上場株式等の配当等に対する税率の特例措置を改めました。(改正条例附則第4項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正はそれぞれに定める日から施行します。

- (1) 住宅借入金等特別税額控除及び上場株式等の配当等に対する税率の特例の適用期限に関する改正等 平成22年1月1日
- (2) 附則第6項の3第3号(一部)、附則第6項の5、附則第13項、附則第13項の3(一部)及び附則第13項の4の改正 平成22年4月1日
- (3) 附則第10項の2の改正 農地法等の一部を改正する法律の施行の日

◇和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県NPOサポートセンターの開館時間及び休館日を改めました。(第10条及び第11条関係)

2 施行期日

平成21年10月1日から施行します。

◇和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県青少年活動センターについて次の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。

- (1) 指定管理者に関する規定を廃止しました。(第4条～第9条関係)

(2) 開館時間及び休館日を改めました。(第 10 条及び第 11 条関係)

2 施行期日

平成 21 年 10 月 1 日から施行します。

◇和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

社会福祉施設等における安全及び安心の確保を図るため、和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例

1 条例概要

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例を廃止しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

介護職員の処遇改善等を図るため、和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

介護基盤の整備を図るため、和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

自殺対策の強化を図るため、和歌山県自殺対策緊急強化基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例

1 条例概要

間伐等の森林整備の加速化及び森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、和歌山県森林整備加速化・林業再生基金を設置しました。

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する事項を警務部の事務分掌に加えました。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山市の町の名称の変更等に伴い、警察署の管轄区域に関する規定の整備を行いました。(本則の表関係)

2 施行期日

平成 21 年 8 月 22 日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の額を定めるとともに、介護サービス情報の調査に係る手数料の額の改定を行うほか、和歌山県軽費老人ホーム無憂園の廃止に伴う規定の整備を行いました。(別表第 1 及び別表第 3 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 59 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第18条の3第3項の表中「資本金等の額」を「資本金等の額が」に改める。

附則第6項の2第2号中「次項」の次に「、附則第6項の6」を加え、同項第3号中「及び法附則第5条の4第6項」を「、法附則第5条の4第6項及び法附則第5条の4の2第5項」に改める。

附則第6項の3各号列記以外の部分中「この項」の次に「及び附則第6項の6」を加え、同項第3号中「、第41条の3の2」を削り、「、第41条の19の2若しくは第41条の19の3」を「若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで」に改める。

附則第6項の5中「(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認められるときを含む。)」を削る。

附則第6項の5の次に次の3項を加える。

6の6 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。)において、附則第6項の3の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が0を下回る場合には、0とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第23条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第

2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額（当該金額が3万9,000円を超える場合には、3万9,000円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

- (1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項若しくは第5項若しくは第41条の2又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）
- (2) 当該納税義務者の前年分の所得税の額（同年分の所得税について、租税特別措置法第41条、第41条の2の2、第41条の18若しくは第41条の19の2から第41条の19の5まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条又は所得税法第95条の規定の適用があった場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額）

6の7 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

- (1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から法第45条の2第1項に規定する給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

6の8 附則第6項の6の規定の適用がある場合における法第37条の3及び第37条の4の規定の適用については、法第37条の3中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第5条の4の2第1項」と、法第37条の4中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第5条の4の2第1項」とする。

附則第10項の2中「第73条の5第2項」を「第73条の5」に改める。

附則第11項の2中「第6項の3」の次に「、附則第6項の6」を加える。

附則第13項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える。

附則第13項の2中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第13項の3中「平成21年度」を「平成26年度」に、「第17号」を「第16号」に改める。

附則第13項の4中「第35条」を「第35条の2」に、「第37条の9の4」を「第37条の9の5」に改める。

附則第14項の2の3の前の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同項中「いう。」の次に「又は同項に規定する特定保有株式（以下この項において「特定保有株式」という。）」を、「当該特定管理株式」の次に「又は特定保有株式」を加え、「当該特定株式」を「当該特定管理株式又は特定

保有株式」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6項の2及び第6項の3各号列記以外の部分の改正規定、附則第6項の5の次に3項を加える改正規定並びに附則第11項の2及び第14項の2の3の改正規定 平成22年1月1日
- (2) 附則第6項の3第3号の改正規定（「、第41条の3の2」を削る部分を除く。）、附則第6項の5及び第13項の改正規定、附則第13項の3の改正規定（「第17号」を「第16号」に改める部分に限る。）並びに附則第13項の4の改正規定 平成22年4月1日
- (3) 附則第10項の2の改正規定 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）附則第6項の5の規定は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

3 平成21年度において賦課決定された個人の県民税に係る第30条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項第1号中「3,000円」とあるのは「3,300円」と、同条第3項の表中「750円」とあるのは「825円」とする。

（和歌山県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

4 和歌山県税条例の一部を改正する条例（平成20年和歌山県条例第39号）の一部を次のように改正する。附則第4項及び第5項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改める。

附則第8項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

附則第12項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の1.2」に改め、同項各号を削る。

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第60号

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県NPOサポートセンター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「午後5時」を「午後5時30分」に改める。

第11条第1項第1号中「（以下「休日」という。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 月曜日

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 1 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第61号

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年活動センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第4条から第9条までを削る。

第10条第1項中「午後5時45分」を「午後9時」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、日曜日にあつては、午前9時から午後5時30分までとする。

第10条第2項中「又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたとき」を削り、同条を第4条とする。

第11条第1項第1号中「日曜日」を「月曜日」に改め、同条第2項中「又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたとき」を削り、同条を第5条とする。

第12条中「指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあつては、知事。以下この条において同じ。）」を「知事」に改め、同条第1号中「指定管理者」を「知事」に改め、同条を第6条とする。

第13条を削り、第14条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平 成 2 1 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第62号

和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第1条 社会福祉施設等における安全及び安心の確保を図るため、和歌山県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 3 号

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例を廃止する条例

和歌山県軽費老人ホーム設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 4 号

和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第 1 条 介護職員の処遇改善等を図るため、和歌山県介護職員処遇改善等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 5 号

和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例

（設置）

第 1 条 介護基盤の整備を図るため、和歌山県介護基盤緊急整備等臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金

に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平 成 2 1 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 6 号

和歌山県自殺対策緊急強化基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 自殺対策の強化を図るため、和歌山県自殺対策緊急強化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 67 号

和歌山県森林整備加速化・林業再生基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第 1 条 間伐等の森林整備の加速化及び森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、和歌山県森林整備加速化・林業再生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てるとき、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 68 号

和歌山県警察本部の部設置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県警察本部の部設置に関する条例（昭和 29 年和歌山県条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 警務部の項中第 21 号を第 22 号とし、第 7 号から第 20 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 69 号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和32年和歌山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則の表和歌山県和歌山東警察署の項中「上野」を「上野 宇治家裏」に、「太田」を「太田 太田一丁目～太田四丁目」に、「黒田」を「黒田 黒田一丁目 黒田二丁目」に改め、同表和歌山県和歌山西警察署の項中「宇治鉄砲場 宇治家裏」を「宇治鉄砲場」に改める。

附 則

この条例は、平成21年8月22日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 7 月 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 70 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第27項から第31項までを次のように改める。

27から31まで 削除

別表第3第5項第13号の表訪問介護又は介護予防訪問介護に係るものの項中「又は」を「、夜間対応型訪問介護又は」に、「28,500円」を「19,900円」に改め、同表訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護に係るものの項、訪問看護又は介護予防訪問看護に係るものの項及び訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションに係るものの項中「28,500円」を「19,900円」に改め、同表通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護に係るものの項、通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーションに係るものの項及び特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護に係るものの項中「29,000円」を「20,400円」に改め、同表福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売に係るものの項及び居宅介護支援に係るものの項中「27,500円」を「19,400円」に改め、同項の次に次のように加える。

小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介	19,400円
-----------------------------	---------

護に係るもの	
認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護に係るもの	19,400円

別表第3第5項第13号の表介護福祉施設サービス、短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護予防短期入所生活介護に係るものの項、介護保健施設サービス、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものに限る。）に係るものの項及び介護療養施設サービス、短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）又は介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設に係るものを除く。）に係るものの項中「30,500円」を「20,900円」に改め、同号備考3中「5,000円」を「2,500円」に改め、同表第13項に次の1号を加える。

(ii) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この号において「法」という。）の施行に関する事務

ア 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく認定の申請に対する審査

(7) 法第6条第2項の規定に基づく申出がない場合

a 建築しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号において同じ。）が一戸建ての住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）第4条第1項第1号に規定する一戸建ての住宅をいう。以下この号において同じ。）である場合の手数料の額は、申請に係る住宅の戸数1戸につき、次の表のとおりとする。

床面積の合計	金額
100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	49,000円
100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	7,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	62,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	9,000円
200平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	115,000円

200平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	14,000円
-----------------------------------	---------

備考 「評価機関適合証交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面を交付した住宅をいう。

- b 建築しようとする住宅が一戸建ての住宅以外の住宅である場合の手数料の額は、申請に係る住宅の戸数1戸につき、次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を当該一户建ての住宅以外の住宅に係る建築物について同時に申請された住宅の戸数の合計数で除して得た額とする。この場合において、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

床 面 積 の 合 計	金 額
100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	49,000円
100平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	7,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	62,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	9,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	115,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	14,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	184,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	24,000円

1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	363,000円
1,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	34,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	650,000円
3,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	63,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	1,116,000円
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	108,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	2,064,000円
10,000平方メートルを超え、20,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	177,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	2,948,000円
20,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	217,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅でない場合）	3,611,000円
30,000平方メートルを超えるもの（評価機関適合証交付住宅である場合）	232,000円
備考 「評価機関適合証交付住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規	

定する登録住宅性能評価機関が法第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書面を交付した住宅をいう。

(イ) 法第 6 条第 2 項の規定による申出がある場合

- a 建築しようとする住宅が一戸建ての住宅である場合において、構造計算適合性判定（建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定をいう。b から d までにおいて同じ。）を行わないときの手数料の額は、申請に係る住宅の戸数 1 戸につき、第 8 号ア(7)に定める額に(7) a に定める額を加えて得た額とする。
- b a に規定する場合において、構造計算適合性判定を行うときの手数料の額は、申請に係る住宅の戸数 1 戸につき、第 8 号ア(7)に定める額並びに同号ア(7)の表に定める額に応じた消費税及び地方消費税の額に相当する額の合計額(7) a に定める額を加えて得た額とする。
- c 建築しようとする住宅が一戸建ての住宅以外の住宅である場合において、構造計算適合性判定を行わないときの手数料の額は、申請に係る住宅の戸数 1 戸につき、第 8 号ア(7)に定める額及び(7) b の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額を当該一户建ての住宅以外の住宅に係る建築物について同時に申請された住宅の戸数の合計数で除して得た額とする。この場合において、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。
- d c に規定する場合において、構造計算適合性判定を行うときの手数料の額は、申請に係る住宅の戸数 1 戸につき、第 8 号ア(7)に定める額、同号ア(7)の表に定める額に応じた消費税及び地方消費税の額に相当する額並びに(7) b の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の合計額を当該一户建ての住宅以外の住宅に係る建築物について同時に申請された住宅の戸数の合計数で除して得た額とする。この場合において、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを切り上げるものとする。

イ 法第 8 条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査

申請に係る住宅の戸数 1 戸につき 変更
に係る部分の床面積の 2 分の 1 に相当する
床面積に応じてアに定める額

ウ 法第 9 条第 1 項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査

1 件につき 7,000円

エ 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査

1 件につき 7,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。